

3 文科高第1383号
令和4年2月25日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
独立行政法人大学入試センター理事長
殿

文部科学省高等教育局長
増 子 宏

大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する告示（令和4年文部科学省告示第20号）について（通知）

この度、別添1のとおり、「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する告示」（令和4年文部科学省告示第20号）が、令和4年2月25日に公布され、同日から施行されることになりました。

今回の改正では、「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件」（昭和23年文部省告示第47号）第24号において国際的な認証評価団体の認証を受けたインターナショナルスクールの12年の課程を修了した者について大学入学資格を認めているところ、同号に規定する認証評価団体としてニューイングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（NEASC）を追加しました。各大学等におかれましては、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、御参考までに、別添2として今回の改正後の「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件」（昭和23年文部省告示第47号）を添付いたしますので、併せて御利用ください。

本件担当 文部科学省高等教育局大学振興課法規係
電話 03 (5253) 4111 (内線3338)